



# いじめ防止基本方針

## 基本的考え方

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない。」「いじめはいじめる側が悪い。」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る。」ということ強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校をあげて取り組みます。

## 未然防止・早期発見を目指す日常の取組

## いじめ認知時の早期対応・組織的対応

### 未然防止

#### 1 自己有用感の向上

いじめに向かわない生徒の育成を目指します。  
・一人一役による居場所づくり  
・学校行事を通しての生徒一人一人の活躍



#### 5 人権が守られた学校づくりの推進

自他の人権の大切さを認め合うことができよう人権教育を推進します。



#### 2 学業指導の充実

生徒一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるようにします。  
・学びに向かう集団づくり  
・一人一人が意欲的に取り組む授業づくり



#### 6 hyper-QUを使用した支援体制の確立

hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）をもとに、一人一人の配慮すべき点について、教職員で共通理解を図ります。



#### 3 道徳教育の充実

豊かな心を育み、生徒の道徳性を育成します。



#### 7 保護者・地域との連携

生徒を見守る人の輪を広げていけるよう、職場体験学習や福祉体験活動等の体験活動や行事等を通して地域の人々と触れ合う機会を充実させていきます。



#### 4 特別活動の充実

望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てます。



#### 8 ネットトラブルを防ぐための教育の推進

情報通信機器の適切な使用について随時指導し、正しく利用できる情報教育を推進します。



## 早期発見

### 1 日常の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後の部活動などの機会に生徒の様子に目を配ります。生徒と共に過ごす機会を積極的につくります。
- ・いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識します。生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の僅かな変化を見逃さないようにします。

### 2 アンケートの実施

各種アンケートを実施し、いじめの早期発見に役立てます。

- ・「いじめに関する調査」の実施（年3回）
- ・「心のアンケート」の実施（月1回）

### 3 教育相談の充実

日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。

- ・教育相談週間の実施（年3回）
- ・教育相談週間以外の教育相談の実施

### 4 情報交換による情報の共有

- ・隔週で「生徒指導情報交換会」を実施し、気になる生徒の情報を全職員で共有し、いじめ等の問題行動に組織的に対応していきます。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、心の教室相談員等との情報共有を大切にします。

## その他

- ・PDCAサイクルの考え方に従い、定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。

## いじめ防止宣言

- い・いやがることをせず、言うてはいけないことを言わないようにしましょう
- じ・自分と相手をどちらも大切にできていますか
- め・目に見えない人の気持ちを考えよう

学区内の小学校、中学校代表児童・生徒が一堂に会し、いじめ防止について話し合い、全校共通のいじめ防止宣言を定めました。



## 早期対応

### 1 事実関係の把握

- ・アンケート調査、生徒・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努めます。

### 2 いじめ・不登校対策委員会の招集

校長、教頭、事務長、教務主任、各学年・特学主任、生徒指導主事、保健主事、不登校主担当、教育相談主担当、該当生徒担任、及び市スクールカウンセラー等校長が臨時に招集した者

解決に向けて、組織的に対応します。

### 3 正確な情報把握

- ・当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録します。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握します。

### 4 指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にします。
- ・全ての教職員で共通理解を図ります。
- ・対応する教職員の役割分担を考えます。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図ります。

### 5 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・できる限り生徒や保護者の不安材料となるものを取り除いていくことと生徒の安全を確保することを伝え、必要な支援を行います。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行います。

### 6 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導に当たります。
- ・保護者の心情に配慮しながら、問題の解決のための協力を要請します。

### 7 集団への働きかけと継続的指導

- ・「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行います。
- ・見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。

### 8 ネットいじめへの対応

- ・情報を共有するとともに、必要な場合には市教委と連携しながら当該いじめに関する情報の削除等を求めます。